

# 川越市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 策定に当たって

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ割高になっているのではないかと指摘や批判がなされています。また、当市では平成18年4月に策定した「川越市集中改革プラン」において、今後の改革への取組として手当の総点検をはじめとする給与の適正化を挙げ、技能労務職員等の給与の適正化に努めることとしているところです。このような状況を踏まえ、当市の技能労務職員等の給与等について総合的に検証し、給与等の適正化が図れるよう取組み方針を策定することとしました。

## 2 現 状

### (1) 平均給料月額等

区 分	公 務 員			
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
全 体	47.4	470	340,300	415,500
うち学校給食員	50.7	120	365,800	422,600
うち清掃員	45.6	119	327,400	422,200
うち用務員	44.8	80	304,300	356,000
うち運転手	46.8	7	356,900	485,200
埼玉県	52.2	689	366,995	415,693
類似団体（中核市）	46.2	497	336,337	400,483

民間 公務員	対応する民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額（円）
学校給食員	調理士	41.2	267,500
清掃員	産廃物処理業従業者	43.3	299,800
用務員	用務員	53.9	227,200
運転手	自家用乗用自動車運転手	54.6	296,800

	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（A）	民間（B）	A/B
学校給食員	6,809,900 円	3,607,100 円	1.89
清掃員	6,805,100 円	4,192,600 円	1.62
用務員	6,010,700 円	3,284,300 円	1.83
運転手	7,561,100 円	4,029,100 円	1.88

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査（賃金センサス 厚生労働省）において公表されているデータを使用しています。（平成 16～18 年の 3 箇年平均）
- 2 技能労務職の種類と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員」及び「民間」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算です。
- 4 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均となっています。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 6 「学校給食員」とは、「学校給食センターで給食の調理の業務に従事する職員」のことです。
- 7 「類似団体」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在、35 中核市を指します。職員数は、35 中核市の平均です。
- 8 再任用短時間勤務職員（3 人）を除きます。

(2) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

単位：円

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	経験年数 30 年
技能労務職員	高校卒	—	250,100	304,500	405,400
	中学卒	—	—	300,400	—

\*公営企業職のうち技能労務職に相当する職員を除いた数字です。

(3) 年齢別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

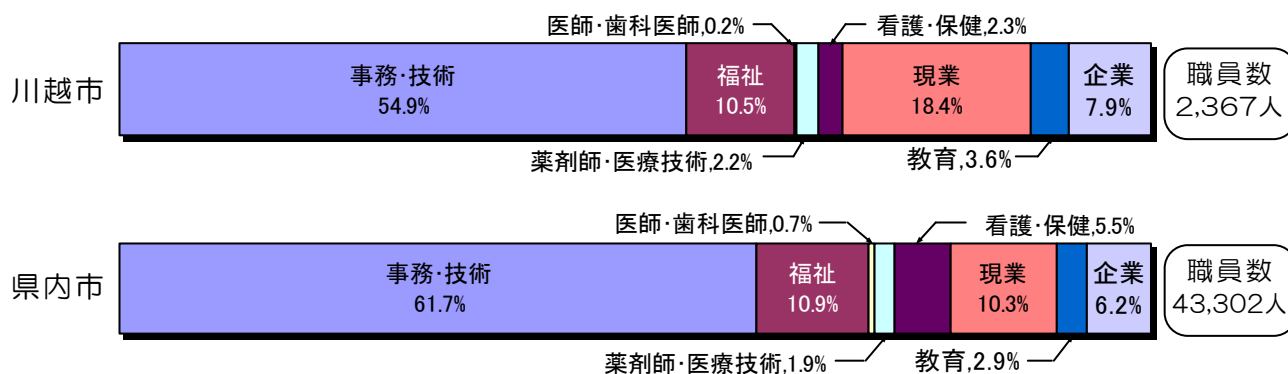
単位：人

年齢 区分	20～ 25歳	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳	61歳 ～	合計
全人数		9	48	80	73	61	76	114	12	473
うち学校給食員		2	7	14	11	13	23	49	1	120
うち清掃員		2	16	23	28	15	10	20	5	119
うち用務員		4	16	16	8	9	9	15	4	81
うち運転手				1	3	1	1	1		7
うちその他		1	9	26	23	23	33	29	2	146

(注) 1 再任用短時間勤務職員（3人）を含みます。また、公営企業職のうち技能労務職に相当する職員を含みます。

2 「その他」とは、道路補修業務、公園等の維持管理業務、保育園における調理業務等に従事する職員を指します。

(4) 職種別構成率の他市との比較



～出典：「平成19年度 埼玉県下市職員の給与手当等調査」埼玉県市長会～

- (注) 1 県内市の職種別構成率は、当市を含む40市の職員数の合計により算出しています。  
 2 県内市の「事務・技術」は、「一般行政職」と「税務職」の合計としています。  
 3 当市の消防は川越地区消防組合で行っているため、消防職は除いています。  
 4 職員数には、教育長及び再任用職員を含んでいません。  
 5 「現業」とは「技能労務職」を指し、「企業」の中には公営企業職のうち技能労務職に相当する職を含みます。

(5) 給料表等

① 給料表について

当市では3級制の技能労務職給料表（公営企業職においては企業職給料表（二）、内容は同じ。）を採用しています。

なお、国の給与構造改革に伴い、平成19年4月1日に給料表の構成の見直し

を行ないました。

② 特殊勤務手当について（公営企業職のうち技能労務職に相当する職員を含む。）

支給総額（平成 18 年度）	22,828 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 18 年度）	60,816 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 18 年度）	77.3%

③ 昇格及び昇給について

ア 昇格：勤務成績、経験年数等に応じた上位の職務の級に昇格します。

イ 昇給：毎年 4 月 1 日に、前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号給（55 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給します。

### 3 基本的な考え方

技能労務職員等の給与については、国、埼玉県及び他市の動向を注視し、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の給与水準等との均衡に留意し、市民の理解が得られるようその適正化に向け取り組んでいきます。

また、技能労務職員等については、民間委託等の推進、職員の再配置及び再任用職員の活用に努め、原則として退職者は不補充とする考えで取り組んでいきます。

### 4 具体的な取組内容

給与制度の見直しについては、国の給与構造改革に伴い、当市でも平成 19 年 4 月 1 日に給料表の構成の見直しを行い、給料水準を技能労務職給料表適用者において平均 4.7%（企業職給料表（二）適用者においては平均 5.3%）引き下げました。また、特殊勤務手当については、一部の手当の廃止だけでなく現行の手当のすべてを廃止し、真に必要な手当を新たに創設するとの考えのもと見直しを進めていきます。

### 5 その他定員の適正化等

当市では平成 18 年 4 月に策定した「川越市集中改革プラン」において、義務的経費の大きな部分を占める人件費を抑制するという観点から、給与の適正化とともに定員の適正化に取り組むこととし、平成 17 年 4 月 1 日における職員数（2,400 人）の 5% に相当する 120 人を削減し、平成 22 年 4 月 1 日に 2,280 人とすることを目標として掲げました。

その後、平成 20 年 3 月に策定した「川越市定員適正化計画」によって、取組期間を延長し、平成 23 年 4 月 1 日までに 2,368 人とすることを目標に定員の適正化に取り組んでいるところです。

技能労務職員等については、これまでも平成 14 年度に中福受水場と霞ヶ関第二浄水場の有人 2 施設について平日夜間及び土日休日の運転監視業務を委託化（水道部：現上下水道局）、平成 18 年度に斎場の全部委託化など施設管理の見直しに取り組み、また平成 16

年度に公民館用務員の全廃（教育委員会）、平成17年度から出張所用務員の段階的な廃止（平成20年度全廃）などその見直しに取り組んできました。

しかし、前述（P3）のとおり、当市は他市に比べ総職員に占める技能労務職員等の割合が高く、技能労務職員等の削減は特に取り組むべき課題となっています。

定員適正化計画では、技能労務職員等について、原則として退職不補充とし、新規採用は行わないこととしています。退職職員が担当していた業務は、民間委託等の推進や職員の再配置、また再任用職員の活用などによって対応することとし、全庁的に技能労務職員等の職場・業務を精査し、計画的、積極的に定員の適正化に取り組んでいきます。

単位：人

実施年度	減員数	取組概要
平成14年度	▲6	受・浄水場運転監視業務の平日夜間・土日休日の委託化 ほか
平成15年度	▲11	公用車運転管理業務の一部委託化 ほか
平成16年度	▲7	斎場（火葬業務）の一部委託化、公民館用務員の全廃 ほか
平成17年度	▲20	出張所用務員の段階的廃止 ほか
平成18年度	▲23	葬祭作業場業務の全部委託化、出張所用務員の段階的廃止 ほか
平成19年度	▲12	斎場（火葬業務）の全部委託化、出張所用務員の段階的廃止 ほか
平成20年度	▲11	出張所用務員の全廃 ほか